

群馬県における新型コロナウイルス検査者数、陽性者数、陽性率

2020年4月13日現在

群馬県における新型コロナウイルス陽性率は、2月下旬から4月上旬までは増減があるものの一定の水準で推移していたが、4月9日以降は増加傾向である。4月6日から4月12日に実施された医師判断による疑い例及びそのうち肺炎を認めた症例での陽性率が高くなっていることから(表1)、市中での広がりも懸念され、今後の陽性率の動向の注視が必要である。

検査者数は群馬県衛生環境研究所で実施されたものを集計しており、他の施設で実施されたもの(民間検査機関実施分123件、医療機関自施設実施分27件)は含まれない。また、繰り返し検査は含まれるが、陰性確認検査は含まれていない。また、3月29日以降実施の公立館林厚生病院及び4月11日実施の藤和の苑のスクリーニング検査分は含まれていない。

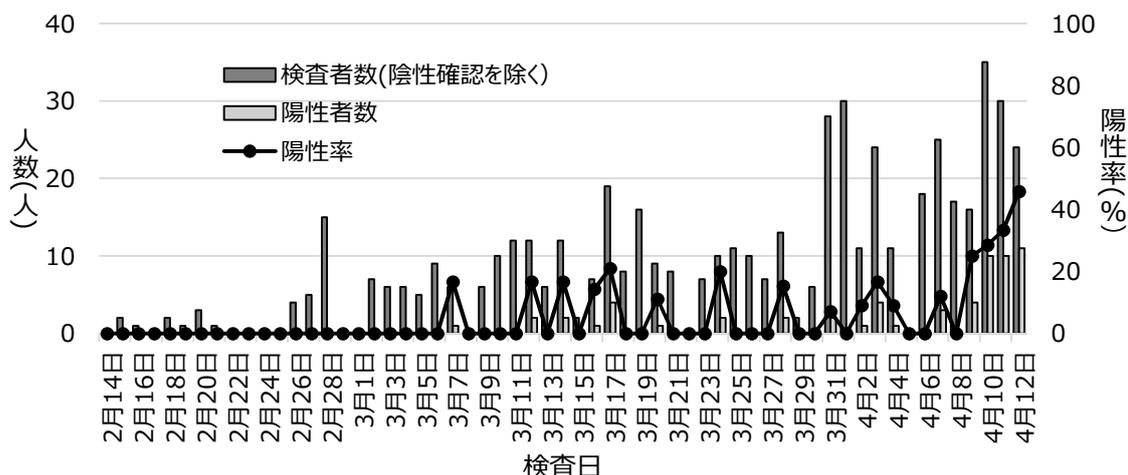


図1 新型コロナウイルス全検査者数、陽性者数、陽性率(2020年2月14日～4月12日)

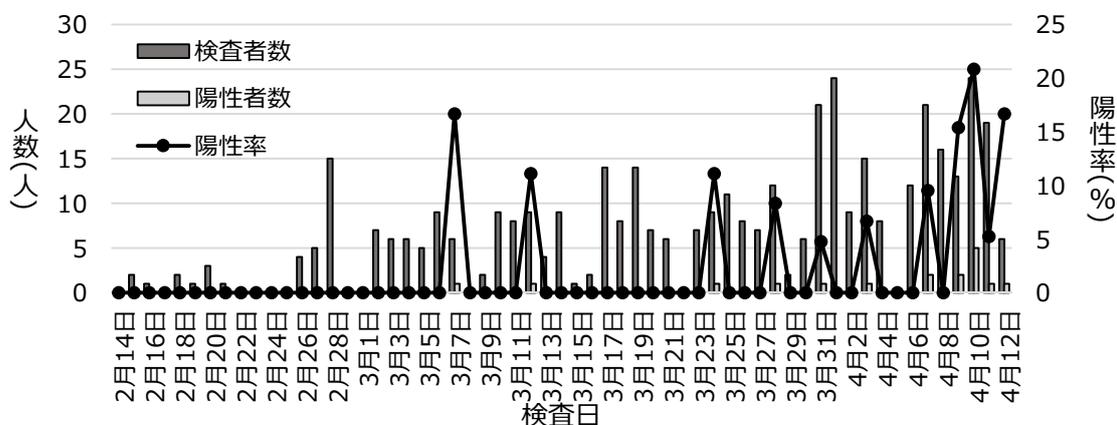
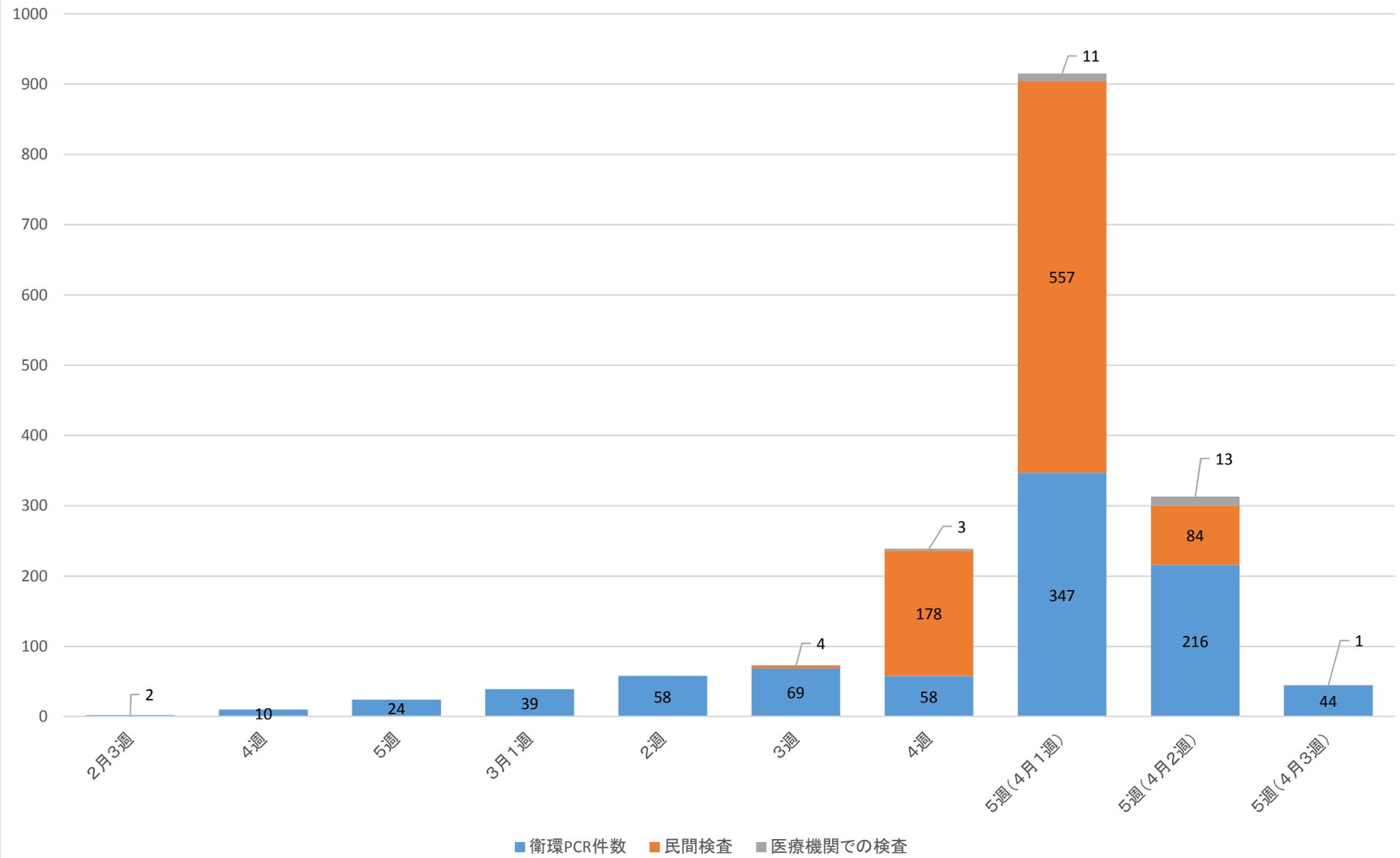


図2 医師判断による新型コロナウイルス検査者数、陽性者数、陽性率(2020年2月14日～4月12日)

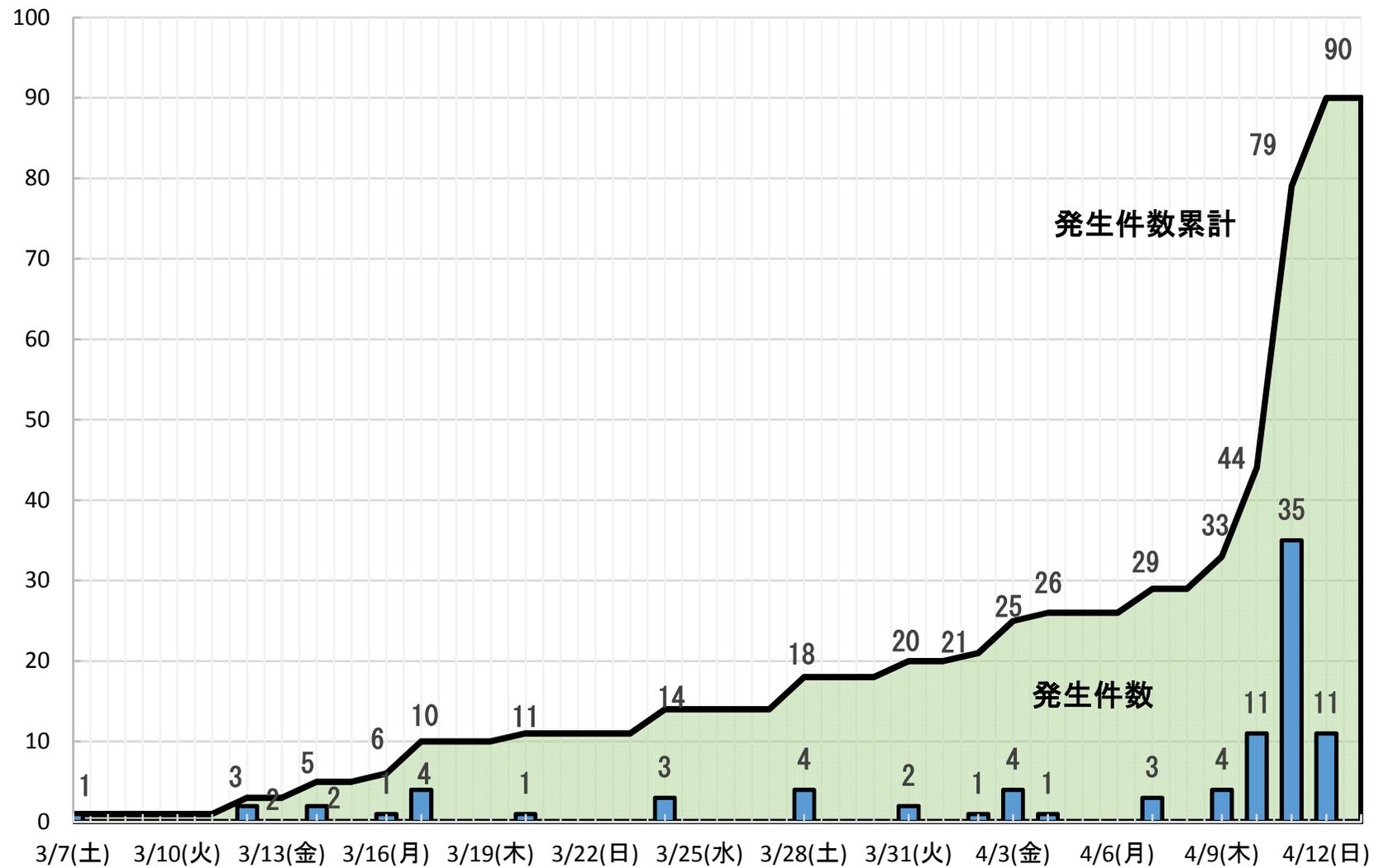
		2/17- 2/23	2/24- 3/1	3/2- 3/8	3/9- 3/15	3/16- 3/22	3/23- 3/29	3/30- 4/5	4/6- 4/12	合計
全体	検査者数 (人)	7	24	39	60	67	60	110	165	532
	陽性者数 (人)	0	0	1	4	6	4	8	38	61
	陽性率 (%)	0	0	2.6	6.7	9.0	6.7	7.3	23.0	11.5
(内訳)										
接触者	検査者数 (人)	0	0	0	17	16	4	27	54	118
	陽性者数 (人)	0	0	0	3	5	2	6	27	43
	陽性率 (%)	0	0	0	17.6	31.3	50.0	22.2	50.0	36.4
医師判断による 疑い例	検査者数 (人)	7	24	39	42	51	56	83	111	413
	陽性者数 (人)	0	0	1	1	0	2	2	11	17
	陽性率 (%)	0	0	2.6	2.4	0	3.6	2.4	9.9	4.1
医師判断のうち 肺炎を認めた症例	検査者数 (人)	2	13	22	23	28	21	17	31	157
	陽性者数 (人)	0	0	1	1	0	1	0	5	8
	陽性率 (%)	0	0	4.5	4.3	0	4.8	0.0	16.1	5.1

表1 週ごとの新型コロナウイルス検査者数、陽性者数、陽性率  
(2020年2月17日～4月12日)

PCR検査実施件数(R2. 4. 13現在)



# 新型コロナウイルス感染症患者発生状況 (R2. 4. 13現在)



# 外出自粛要請に関するQ&A（仮称）について

新型コロナウイルス感染症に関しては、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、令和2年4月7日、東京都を初めとする7都府県に対して政府緊急事態宣言が発出され、本県は緊急事態宣言の対象地域とはなっていませんが、県内でも感染者数が増加しており、予断を許さない状況です。

専門家の試算によれば、人と人との接触を8割減らすことで、2週間後には感染者数を減少に転じさせることができるとされていることから、本県においても、県民の皆様には不要不急の外出を控えていただくようお願いしているところです。

県民の皆様からは、「不要不急の外出」とは具体的にどのような行動を指すのか判断が難しいとのご意見をいただいておりますが、県民の皆様には、まずは「自宅で過ごす」ことを第一に考えていただくようお願いいたします。

その上で、どうしても外出しなければならない場合について、県民の皆様には参考にして

4/14現在

◎ 外出自粛要請について		回答作成所属 (担当者：内線)
Q1	なぜ、外出を控える必要があるのですか。	
A1	<p>コロナウイルスの感染予防のためには、人と人との接触を減らすことが最も重要な対策です。</p> <p>これは、県民の皆様が一人ひとり意識していただくことが大切です。</p>	危機管理課 (村尾：2244)
Q2	県が特に外出を控えるべきと要請している施設等とはどんな場所ですか。	
A2	<p>「密閉」「密集」「密接」の「3つの密」が想定され、感染リスクが高くなると予想される次のような場所です。</p> <p>【遊興施設等】 キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス</p> <p>【大学・学習塾等】 大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾</p> <p>【運動・遊技施設】 体育館、水泳場、ボーリング、スポーツクラブなどの運動施設、マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場</p> <p>【劇場等】 劇場、観覧場、映画館、演芸場</p> <p>【集会・展示施設】 集会場、公会堂、展示場、博物館、美術館、図書館、ホテルまたは旅館 (集会の用に供する部分に限る)</p> <p>【商業施設】 生活必需物資の小売関係等以外の店、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗</p>	危機管理課 (村尾：2244)
Q3	その他の施設等へは行ってもよいのですか。	
A3	<p>県が示した施設等以外の場所でも、「3つの密」が想定される場所やイベント等には行かないでください。</p> <p>以下、各分類ごとに外出に関する考え方を示しますので、そちらで確認をお願いします</p>	危機管理課 (村尾：2244)

1	病院や診療所への通院について	回答作成所属 (担当者：内線)
Q1	病院や診療所に通院することは制限されますか。	
A1	病院や診療所に行くのを制限するものではありません。 ただし、新型コロナウイルス感染者の8割が軽症のまま回復しており、医療機関の待合室等で他の人に感染させてしまうリスクもあるので、軽症の方や初期の方は、まず自宅待機で経過を見るようにしてください。もちろん、つらい場合や症状が重くなれば受診をして	健康福祉課 (木村：2515)
Q2	病院や薬局に行かなくても、お薬はもらえますか。	
A2	高血圧や糖尿病といった慢性的な疾患をお持ちの方で、定期的にお薬の処方を受けている方については、特例的に病院や薬局に行かなくても薬をもらえるケースがありますので、詳しくは、かかりつけの医療機関及び薬局にご相談ください。	薬務課 (関：2662)
2	生活必需品等の買い物について	回答作成所属 (担当者：内線)
Q1	食料品を買うためスーパーや大型商業施設に行ってもよいですか。	
A1	食料品などの生活必需品を買うために、スーパーや商業施設に外出することを制限するものではありませんが、お出かけの際はできる限り一人で行動し、混雑を避け、レジ等に並ぶ際には前の人と距離を取るなど、「3つの密」を避ける工夫をお願いします。	東京都参考
Q2	食事のために飲食店、料理店へは行ってもよいですか。	
A2	飲食店に行くことを制限するものではありませんが、不要不急の外出を控えていただき、お出かけの際は混雑する時間を避ける、できるだけ他の客との距離を取るなど、「3つの密」を避ける工夫をお願いします。	東京都参考
Q3	銀行に行ってもよいですか。また、ATMも使用の制限等がかかることはありますか。	
A3	銀行に行つて預金の払い出しなど必要な手続きを行うことを制限するものではありませんが、並ぶ際には前の人と距離を取るなど、「3つの密」を避ける工夫をするとともに、ATMを操作した後は手洗い、手指消毒をするなど感染症対策をお願いします。	東京都参考
Q4	理髪店や美容院に行ってもよいですか。	
A4	理髪店や美容院に行くことを制限するものではありませんが、不要不急の利用は控えていただくようお願いいたします。なお、理髪店や美容院は、法令等に基づく衛生措置の基準により従業者の健康チェック、手指や使用器具等の洗浄消毒、換気の実施等の感染対策を徹底することとされています。また、発熱や体調不良がある場合は、利用を控えてください。	食品・生活衛生課 (浅見：2453)
3	通勤時の行動について	回答作成所属 (担当者：内線)
Q1	公共交通機関を利用せざるを得ないが、注意すべきことはありますか。	
A1	駅等の施設や車両内において、利用者間で感染が生じないように、次のことに注意していただく必要があります、例えば、 ① 可能であれば、混雑しない時間帯に利用していただくこと ② 利用時にはマスクの着用をし、降車後に手洗い、手指消毒を行うこと ③ 乗車人数が多くない場合には、利用客間の席を離して座ること ④ 窓が開く場合には、空調の妨げにならない程度開けておくこと などが考えられます。	交通政策課 (長岡：2381)
4	保育所、高齢者施設、介護老人保健施設等について	回答作成所属 (担当者：内線)
Q1	保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等は利用できますか。	
A1	感染拡大防止のため、仕事を休んでいることが可能な場合は、登園等を控えていただくようお願いいたします。 なお、保護者が働いていて、家に一人であることができない年齢の子どもが過ごす場であることから、国では原則、開所するよう要請しています。本県においても医療、交通、金融、社会福祉等の社会機能を維持するためのサービスに従事している保護者の方には、引き続き開所をお願いしたいと考えます。	私学・子育て支援課 (関根：2626)

○ 高齢者向け（介護保険）サービスの利用について		
Q1	困った時は、どこに相談すればよいですか。	
A1	市町村の介護保険窓口や居宅介護支援（ケアマネ）事業所が利用できます。電話やメール等でご相談ください。なお、発熱や体調不良がある場合は、外出を見合わせてください。	介護高齢課 （西澤：2568）
Q2	通所系・短期入所系の介護保険サービス事業所は利用できますか。	
A2	利用できません。ただし、発熱や体調不良がある場合には、利用を見合わせ、各事業所又は居宅介護支援（ケアマネ）事業所に、ご相談ください。	介護高齢課 （西澤：2568）
Q3	特別養護老人ホーム（介護老人保健施設）に入所している家族に面会したいのですが。	
A3	感染防止のため、多くの施設で面会の制限をお願いしております。各施設の指示に従っていただきますようお願いいたします。	介護高齢課 （西澤：2568）
Q4	高齢者向けの訪問系サービス（訪問介護、訪問看護等）の利用はできますか。	
A4	利用できます。ただし、発熱や体調不良がある場合は、利用する前に、各事業所又は居宅介護支援（ケアマネ）事業所に、ご相談ください。	介護高齢課 （西澤：2568）
○ 高齢者関係の事業者様へ		
Q1	通所系の介護保険サービス事業所は、運営を自粛した方がよいですか。	
A1	事業所が提供するサービスは、利用者の方々やそのご家族の生活を継続する上で欠かせないため、十分な感染防止対策を行った上で、引き続きサービスの提供をお願いいたします。	介護高齢課 （西澤：2568）
Q2	通所系の介護保険サービス事業所において、共有スペースでの活動を行ってもよいです	
A2	事業所においては、利用者の廃用症候群防止やADL維持等の観点から、一定の活動やリハビリテーションを行うことは重要です。一方で、感染拡大防止の観点では「3つの密」を避ける必要があることから、共有スペースでの活動を行う際は、次のことに留意してください。 ・活動の実施に当たっては、可能な限り同じ時間帯、同じ場所での実施人数を減らす。 ・定期的に換気を行う。 ・利用者同士の距離について、互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離を保つ。 ・声を出さず機会を最小限にすることや、声を出さず機会が多い場合は咳エチケットに準じてマスクを着用することを考慮する。 ・清掃を徹底し、共有物（手すり等）については必要に応じて消毒を行う。 ・職員、利用者ともに手洗い、手指消毒の励行を徹底する。	介護高齢課 （西澤：2568）
○ 障害児（者）向けサービスの利用について		
Q1	困った時は、どこに相談すればよいですか。	
A1	市町村窓口や相談支援事業所をご利用いただけます。電話やメールでの相談、必要な時には、面談もできます。ただし、発熱や体調不良がある場合は、外出を見合わせてください。	障害政策課 （鳥塚：2642）
Q2	通所系・短期入所系の障害福祉サービス事業所は利用できますか。	
A2	ご利用いただけます。ただし、発熱や呼吸症状などの体調不良がある場合は、まずは、利用を見合わせ、医療機関にご相談いただくとともに、ご利用の事業所や担当の相談支援専門員に連絡してください。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一時的に事業所が休所となる可能性もありますので、その際にはお住まいの市町村や担当の相談支援専門員に面会したいのですが。	障害政策課 （田村：2632）
Q3	障害者支援施設に入所している家族に面会したいのですが。	
A3	感染防止のため、多くの施設で面会の制限をお願いしております。施設の指示に従っていただくようお願いいたします。	障害政策課 （田村：2632）
Q4	障害者向けの訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護）の利用はできますか。	
A4	ご利用いただけます。ただし、発熱や呼吸症状などの体調不良がある場合は、医療機関にご相談いただくとともに、事前にご利用の事業所に連絡してください。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一時的に事業所が休所となる可能性もありますので、その際にはお住まいの市町村や担当の相談支援専門員にご相談ください。	障害政策課 （篠原：2638）
Q5	障害者向けの移動・外出支援サービス（同行援護、行動援護）の利用はできますか。	
A5	ご利用いただけます。ただし、不要・不急の外出は見合わせ、やむを得ず、外出が必要な場合には、マスクの着用など、ご配慮いただけますようお願いいたします。	障害政策課 （篠原：2638）

Q6	学校が休校になりましたが、放課後等デイサービス事業所の利用はできますか。	
A6	ご利用いただけます。ただし、発熱や呼吸症状などの体調不良がある場合は、まずは、利用を見合わせ、医療機関にご相談いただくとともに、ご利用の事業所や担当の相談支援専門員に連絡してください。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一時的に事業所が休所となる可能性もありますので、その際にはお住まいの市町村や担当の相談支援専門員へ	障害政策課 (長根：2643)
○ 障害児（者）関係の事業者様へ		
Q1	通所系の障害福祉サービス事業所は、運営を自粛したほうがよいですか。	
A1	事業所が提供するサービスは、利用者の方々やそのご家族の生活を継続する上で欠かせないため、十分な感染防止対策を行った上で、引き続きサービスの提供をお願いします。	障害政策課 (田村：2638)
Q2	通所系の障害福祉サービス事業所において、共有スペースでの活動を行ってもよいですか。	
A2	事業所においては、利用者の廃用症候群防止やADL維持等の観点から、一定の活動やリハビリテーションを行うことは重要です。一方で、感染拡大防止の観点では「3つの密」を避ける必要があることから、共有スペースでの活動を行う際は、次のことに留意してください。 ・活動の実施に当たっては、可能な限り同じ時間帯、同じ場所での実施人数を減らす。 ・定期的に換気を行う。 ・利用者同士の距離について、互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離を保つ。 ・声を出さず機会を最小限にすることや、声を出さず機会が多い場合は咳エチケットに準じてマスクを着用することを考慮する。 ・清掃を徹底し、共有物（手すり等）については必要に応じて消毒を行う。 ・職員、利用者ともに手洗い、手指消毒の励行を徹底する。	障害政策課 (田村：2638)
Q3	放課後等デイサービス等において屋外活動を実施してよいですか。	
A3	利用者のために必要な場合には、屋外活動の実施も可能です。ただし、感染拡大防止の観点から「3つの密」を避けるとともに、職員、利用者ともに活動前後及び活動中の手洗い、手指消毒の励行を徹底してください。	障害政策課 (長根：2643)
5 休校、休校中の行動等について		
Q1	県立学校（高等学校、中等教育学校、特別支援学校）では、どのように対応していますか。	
Q1	県立学校では、子供たちを学校における感染の危機から守り、家族等への感染の拡大の防止を図るため、春休み明けとなる令和2年4月7日又は4月8日から、1か月を目途として臨時休業としています。	高校教育課 (関口：4646) 特別支援教育課 (近藤：4656)
Q2	臨時休業の要請に幼稚園は含まれますか。	
A2	幼稚園については、保育所と同様、家に一人であることが出来ない年齢の子供が利用するものであることや、保護者の就労等により保育の必要性のある子供の受け皿になっていることを踏まえ、令和2年2月28日付けで国が示した一斉臨時休業の対象とはなっていませんでした。新学期からの臨時休業についても、幼稚園の果たす役割や状況を踏まえた上で、各設置者において、地域の実情や保護者のニーズ等に考慮し、臨時休業の措置を講ず	義務教育課 (太田：4611)
Q3	学校休業中に登校日を設けることは、感染の危険性があるのではないですか。	
A3	登校日等の実施については、臨時休業の趣旨や地域における感染拡大の状況等を踏まえた上で、各学校の設置者において判断していただくものです。登校日を設ける場合には、国や県が示したガイドラインに沿った感染拡大防止のための防護措置等を講じていただいた	義務教育課 (太田：4611)
Q4	学校が臨時休業で児童生徒が外出したら効果がないのではないですか。	
A4	臨時休業を行うに当たっては、実効性を担保するため、国からの通知に基づき、児童生徒に対し、基本的に自宅で過ごすように指導するよう、市町村教育委員会に依頼しております。なお、健康のため、屋外での適度な運動をしたり散歩をしたりすること等を妨げるものではありません。各ご家庭においても児童生徒にたいしては、現状を踏まえ適切なご指	義務教育課 (太田：4611)

○ 学習や部活動等について		
Q1	県立学校（高等学校、中等教育学校、特別支援学校）の臨時休業中の学習はどうするのですか。	
Q1	登校の機会を設定して、課題を課したり、学習状況を確認したりするなどして、必要な学習支援を行っています。また、一人一人への課題の提供に加えて、オンラインによる学習支援を行います。	高校教育課 (関口：4646) 特別支援教育課 (近藤：4656) 健康体育課 (山藤：4712)
Q2	県立学校（高等学校、中等教育学校、特別支援学校）の部活動は行ってもよいのですか。	
A2	臨時休業中は自粛としています。	高校教育課 (関口：4646) 特別支援教育課 (近藤：4656) 健康体育課 (山藤：4712)
6 「適度な運動」について		回答作成所属 (担当者：内線)
Q1	「適度な運動」としての散歩やジョギング、犬の散歩などは推奨されているが、外で行うスポーツは行ってもよいですか。	
A1	運動不足やストレスを解消するために運動の機会を確保することも大切であると考えられており、日常的な運動（散歩、ジョギングなど）や犬の散歩など、屋外の安全な環境の下で行っていただきたいと考えます。ただし、なるべく人との接触を避け、特に一度に大人数が集まって人が密集する運動とならないよう注意する必要があります。	スポーツ振興課 (岡崎：2529) ※文部科学省参照
Q2	屋内でのストレッチやラジオ体操など軽い運動はしてもよいですか。	
A2	「3つの密」を避けた自主生活では、気付かぬうちに筋力が弱るなどにより、特に高齢の方などはフレイル（虚弱）が進んでいきます。屋内でもストレッチやラジオ体操など軽い運動、家の中の掃除など、できるだけ体を動かすよう心がけましょう。	健康福祉課 (高原：2654)
Q3	学校が休業ということもあり、子どもが運動不足になっています。運動不足を解消する方法はありませんか。	
A3	今後、県では体力向上につながる運動の動画を配信しますので、こうした資料等を活用しながら、家庭でも簡単にできる運動を行っていただきたいと思えます。	健康体育課 (山藤：4712)
7 行事等への参加について		回答作成所属 (担当者：内線)
Q1	お葬式や結婚式に出席するのは制限されますか。	
A1	お葬式や結婚式など、冠婚葬祭の行事に出席することを制限するものではありませんが、「3つの密」をできるだけ避けるようお願いいたします。また、発熱や咳などの症状がある場合は、出席を控えていただきますようお願いいたします。	東京都参考
Q2	県の施設の利用はできますか。	
A2	感染拡大防止の観点から休業等の対応をとっている県の施設が多数あります。不要不急の外出を控えていただくことが原則ですが、必要があって県の施設を利用したい場合は、あらかじめ県ホームページ等で休業状況をご確認の上、施設までお越しください。 【県ホームページ（新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る県施設の休業）】 <a href="https://www.pref.gunma.jp/07/z87g_00010.html">https://www.pref.gunma.jp/07/z87g_00010.html</a> なお、市町村立の施設は、各市町村にお問合せください。	総務部総務課 (糸井：2027)
Q3	農業の栽培講習会は実施してもらえますか。	
A3	現在、県による栽培講習会は、基本的に開催を自粛しております。電話・メール等による相談や技術資料の配付等は、行っておりますので最寄りの農業事務所へお問い合わせくだ	技術支援課 (島方：3067)

8	事業者向け	回答作成所属 (担当者：内線)
Q1	生活必需品等を扱う事業主の利用客への対策としてはどのようなことが考えられますか。	
A1	① 病み上がりの方、体調不良気味の方、発熱症状のある方には利用を遠慮していただく ② 利用客が多くない場合に利用客間の席を離す ③ 利用客が接触・接近しないようにするための入場整理 ④ 手指消毒液の設置・マスクの着用等の周知 ⑤ 利用客が施設内で発症した場合にあらかじめ備える（事案発生時の対応、事後の施設の消毒など）などが考えられます。 また、それぞれの事業主において、地域の感染状況を注視するとともに、業態や施設の特徴に応じた工夫を検討していただく必要があります。	保健予防課 感染症危機管理室 (林：3316)
Q2	お店や会社は営業を自粛した方がよいですか。	
A2	一律の営業自粛を要請するものではありませんが、県が定めた「県主催イベント等実施ガイドライン」などを参考に、取り得る限りの感染拡大防止策を講じてください。そうした対策をとることが難しい場合には、大切なお客様等に感染を広げないためにも、営業自粛を検討いただく必要があると考えます。また、従業員に対しても、テレワークや時差出勤などできるだけ人との接触を避ける工夫をし、従業員の命と健康に配慮した対応を取って	産業政策課 (星野：3314)
Q3	現在、自社にはテレワークなどの勤務形態はありません。感染リスクを減らすために自社の労働者にテレワークを導入したいと考えていますが、何をどこから始めたらいいかわかりません。どこに相談したらよいですか。	
A3	テレワークなどの在宅勤務は感染防止に有効です。全部の業務が無理でも、一部の業務をテレワークに切り替える、交代勤務にして一度に集まる人数を減らす、などの感染のリスクを減らすことはできます。テレワークの導入や助成制度については、厚生労働省や総務省で、相談窓口を設けていますので、相談してください。なお、群馬県でもテレワーク導入動画を作成し、県HPで公開していますのでご覧いただきご参考にしてください。 ※厚生労働省テレワーク相談センター <a href="https://www.tw-sodan.jp/">https://www.tw-sodan.jp/</a> 0120-91-6479 ※総務省 テレワークマネージャー派遣事業 <a href="https://www.nttdatastrategy.com/r01telework/">https://www.nttdatastrategy.com/r01telework/</a>	労働政策課 (星野：3404)
Q4	納税に関する相談は制限されますか。	
A4	従来と変わらず県税窓口は開設していますので、まずは最寄りの行政県税事務所にお問い合わせください。また、群馬県HPの「TAXホームページ」もご参照ください。	税務課 (山口：2191)
Q5	建築関係許可の申請書類、許認可等の相談について、各窓口へ行ってもよいですか。	
A5	窓口に来ることを制限するものではありませんが、可能な限り、申請書等は郵送にて行い、相談等はメール、FAX等の利用を推奨します。	建築課 (玉尾：3709)
9	その他	回答作成所属 (担当者：内線)
Q1	緊急事態宣言の対象となった地域から県内へ転居した場合に、2週間自宅待機することとした場合、住民票の転入届を14日以内に市町村に提出することができないが問題ないです	
A1	転入の届出は、事由が生じた日から14日以内に行わなければならないが、正当な理由なく14日を経過した場合には、5万円以下の過料の対象となります。しかし、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴う諸情勢等に鑑み、当分の間は「正当な理由」があったものとみなされますので、過料の対象にはなりません。なお、届出の際は、混雑する時期を避ける、できるだけ他の来庁者と距離を取るなど、「3つの密」を避けるよう工夫し	市町村課 (土岡：2212)
Q2	証紙買戻し請求等はできますか。	
A2	できますが、請求の期限が無いため、自粛解除後にお願いします。	会計局 (立木：3802)
Q3	有償頒布行政資料は買えますか。	
A3	買えますが、急ぎでない場合は自粛解除後にお願いします。	県民活動支援・広聴課 (奈良：2176)

Q4	パブリックコメントは閲覧できますか。	
A4	できますが、群馬県ホームページでも閲覧できますので、可能であればホームページをご覧ください。 <a href="https://www.pref.gunma.jp/07/bj0100009.html">https://www.pref.gunma.jp/07/bj0100009.html</a>	県民活動支援・広聴課 (奈良：2176)
Q5	統計調査は実施されますか。	
A5	県では、国から受託して統計調査を実施しており、多くの統計調査で調査員が各家庭や事業所を訪問して、調査の説明、調査票の配布及び回収を行っています。現在行っている主な調査は、家計調査、労働力調査、毎月勤労統計調査があり、今年度に今後実施する調査として、工業統計調査、国勢調査があります。各統計調査員は感染症対策に留意して、場合によってはインターホン越しに会話するなどの対応を行います。また、調査によっては、回収時にインターネットや郵送を活用するなどにより、調査客体との接触時間を極力短くするようにして対応します。なお、総務省等において、国勢調査をはじめとした各調査の実施の在り方について対応案を検討中だと聞いておりますが、現時点では中止・休止することなく通常通り実施する予定です。	統計課 (市川：2403)
○ 子育て支援・児童虐待について		回答作成所属 (担当者：内線)
Q1	子どもが家にいる時間が長くなることで保護者が子育てに悩んだ場合、どこに相談すればよいですか。	
A1	中央児童相談所の「こどもホットライン24」で相談をお受けしています。電話やメール、LINEにより相談ができます。	児童福祉・青少年課 (女部田：2628)
Q2	子どもが家にいる時間が長くなることで保護者のストレスが高まり、児童虐待が疑われる家庭が増えるのではないですか。	
A2	心配な家庭があれば、お住まいの市町村（児童福祉担当課）や189（児童相談所全国共通ダイヤル）にご連絡ください。	児童福祉・青少年課 (女部田：2628)
Q3	妊娠しているかもしれない、思いがけない妊娠で悩んでいる場合、どこに相談したらよい	
A3	ぐんま妊娠SOSで相談をお受けしています。電話やメールで相談できます。	児童福祉・青少年課 (長濱：2606)
Q4	思春期から更年期まで女性ならではの心身の相談、妊娠・出産・子育てに関して、どこに相談したらよいですか。	
A4	女性健康支援センターや、お住まいの市町村保健センターで相談をお受けしています。電話による相談ができます。	児童福祉・青少年課 (長濱：2606)
○ 自宅で過ごす場合の換気対策について		回答作成所属 (担当者：内線)
Q1	自宅で過ごす場合の換気は、24時間換気（シックハウス換気）をしていれば十分です	
A1	「24時間換気（シックハウス換気）」が適切にされている住宅では通常1時間に部屋の半分以上の空気か入れ替わるようになっていますが、新型コロナウイルスに関しては、どの程度の換気が十分であるのかを確立したものがないため、まだ必要な換気量の計算を行うことができません。したがって、窓の開放による方法（30分に一回以上、数分間程度、窓を全開する等。）を併用されることを推奨します。なお、ご自宅の換気設備の詳細については、設計をされた建築士又は施工をした建設業者に相談をしてください。 《参考》 ○厚生労働省「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法 <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000618969.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000618969.pdf</a> ○日本建築学会 新型コロナウイルス感染症制御における「換気」に関して（会長緊急談話） <a href="https://www.aij.or.jp/jpn/databox/2020/200323.pdf">https://www.aij.or.jp/jpn/databox/2020/200323.pdf</a> ○日本建築学会 新型コロナウイルス感染症制御における「換気」に関して「換気」に関するQ&A <a href="https://www.aij.or.jp/jpn/databox/2020/200323.pdf">https://www.aij.or.jp/jpn/databox/2020/200323.pdf</a>	建築課 (玉尾：3709)

○ 外出したときの行動について		回答作成所属 (担当者：内線)
Q1	多くの人が触る手すりやエレベーターのボタンなどからの感染を防ぐにはどうしたらよい	
A1	施設の共用部分を利用した後は、目、鼻、口には触れず、こまめな手洗いや手指消毒をお願いします。	住宅政策課 (茂原：2886)

# 新型コロナウイルス感染症対策のための 県職員の職場勤務ガイドライン（案）

## 1 感染症防止に関する職員の取組の徹底

県職員の執務環境は、定期的な換気を行わず（密閉）、机の配置の間隔が近接（密集）し、同じ空間に多数が仕事し、打ち合わせも近距離（密接）で行うなどいわゆる3つの密（密閉空間・密集場所・密接場面）が重なりやすい状況にある。

県内への感染拡大防止のために、各職員がさらなる自覚を持って取り組むよう下記の対応について、周知徹底を図る。

### （1）「3つの密」を避ける執務環境の確保

以下のような執務環境を避けるようにすること。

- |           |      |
|-----------|------|
| ① 換気の悪い   | 密閉空間 |
| ② 多数が集まる  | 密集場所 |
| ③ 間近で会話する | 密接場面 |

- ① 執務室の換気：定期的にドアや窓を開け、換気に努める。（常時換気することが望ましい）
- ② 共用部分での対応：エレベーターや食堂等、人混みでの会話は控える。
- ③ 会議や打ち合わせ：会議開催も極力控えるほか、打ち合わせも2 m以上離れて行うよう心がける。

### （2）職場での衛生対策

不特定多数の方が接触するカウンター、ドアノブ、机、パソコン、照明スイッチ、トイレなどは、消毒または、水拭きなどを定期的に行う。

### （3）各職員が行う予防対策

- ① 業務上、同僚や関係者と会話する際は2 m以上離れるよう心がける。
- ② 咳エチケットを厳守する。
  - ・ 咳が出る人はマスクを着用する。
  - ・ 咳やくしゃみの際は、ハンカチ・タオル・洋服等で口を覆う。
- ③ 1時間に1回を目安に手洗いをを行う。  
特に、照明のスイッチやエレベーターのボタン、手すり等、共有部分を触ったときは、手洗いをを行うように心がける。
- ④ 水分補給をこまめに行う。
- ⑤ 食事前の手洗いを徹底し、食事をする際には、机を向かい合わせにせず、座席の間隔を1メートルを目安として、できるだけ空けて、飛沫を飛ばさないように会話を控える。

#### (4) 各職員の健康チェック

① 日常管理

朝の体温が37.5度以上の場合は、出勤を控えること。  
また、発熱がなくても、咳が長引いている場合や強いだるさがある場合も、同様に出勤を控え、自宅で静養すること。

発熱や長引く咳等、気になる症状がある場合は、主治医または、群馬県新型コロナウイルス感染症コールセンター(TEL0570-082-820、対応時間：9時から21時まで)、前橋市・高崎市保健所に相談の上、指示に従って受診すること。

② 「新型コロナウイルス感染症対策に係る行動記録」の作成  
(様式は令和2年4月8日付け通知「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に関する職員の取組について」参照)

日々の行動歴を記録することは、感染を広めない、「3つの密」を避けるなどの行動を促すことにつながるため、上記行動記録を作成すること。

なお、この記録は、職員が新型コロナウイルス感染症患者と判明した場合や、濃厚接触者と指定された場合、保健所の接触者調査時に活用されるもの。

〔記入内容〕  
・ 毎日、朝と夜、自宅で体温測定を必ず行い記載する。  
・ 勤務日及び週休日等を通して、毎日自身の行動歴及び接触歴を記入する。〕

#### (5) 日常生活における感染予防策の徹底

- ・ 感染拡大防止を図るため、知事の県民向けの要請を踏まえ、不要不急の外出は厳に控えること。特に3つの密を避けた行動を徹底すること。
- ・ 緊急事態宣言が発令された対象地域（東京都・埼玉県等）への往来は行わないこと。
- ・ 体力の保持に努め、適度な睡眠、食事、運動を心がけること。

## 2 職員が感染した場合の業務継続体制の整備

### (1) 職員が感染した場合等の対応について

#### (ア) 所属長の対応（相談・連絡）

- ① 所属長は、職員に新型コロナウイルス感染の疑いがある場合（PCR検査を実施する可能性がある職員が発生した場合を含む）は、総務事務管理課健康管理係に相談する。
- ② 所属長は、職員が新型コロナウイルス感染症患者と判明した場合や、濃厚接触者と指定された場合は、速やかに主管課及び総務事務管理課に電話で連絡する。  
また、電話連絡後、「新型コロナウイルス感染症職員についての報告」（様式は令和2年4月8日付け通知「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に関する職員の取組について」参照）を作成し、総務事務管理課健康管理係にメール等で提出する。

なお、①及び②について、週休日、休日の場合は、主管課を通じて総務事務管理課に連絡すること。

#### (イ) PCR検査を実施する可能性がある職員が発生した場合の対応

- ① 職場の消毒
    - ・ 所属長は、財産有効活用課に速やかに連絡し、同課の指示を受け、当面の措置としての消毒作業を行う。
  - ② 職員本人
    - ・ 特別休暇を取得し、自宅待機とする。
  - ③ 周囲の職員
    - ・ 体温の計測及び健康状況の聞き取りを行った上で、職場から速やかに退庁させ、自宅待機とする。
    - ・ 自宅待機に当たっては、在宅勤務が可能な場合には在宅勤務とし、在宅勤務ができない場合には特別休暇とする。
- 【「周囲」の範囲】
- ・ ②の職員と座席が近い職員（座席が隣合せである場合や向かい合わせである場合、背中合わせである場合等。隣の所属でも対象となる場合がある。）
  - ・ 打合せ等で、長時間接触していた職員（対面で人と人との距離が近い接触（互いに手を伸ばしたら届く距離で2メートル程度）が一定時間以上続いていた職員）
  - ・ ②の職員と同居の県職員

## (ウ) PCR検査の結果が陽性となった場合の対応

### ① 職場の消毒・封鎖

- ・ 所属長と財産有効活用課は、消毒を行うエリアと消毒に要する期間を確定し、エリア内の各課に周知する。
- ・ エリア内の各課の職員は、財産有効活用課の指示により、封鎖期間中に執務を行う場所に移動する。財産有効活用課の指示があるまでは、エリア内への職員の立ち入りは禁止する。

### ② 職員の出勤

- ・ 陽性となった職員は、保健所の指示等により、症状に応じて病気休暇による療養に努める。
- ・ 濃厚接触者等は、陽性となった職員との最終接触日の翌日から14日間は在宅勤務又は特別休暇による自宅待機とする。

### ③ 公表

- ・ 陽性となった職員の「年代・性別・居住地・所属」、「担当業務」、「症状・経過」及び「行動歴」、並びに当該所属の「当面の業務継続又は中止の案内」について公表する。
- ・ 公表に当たっては、原則、総務部長対応とし、必要に応じて、人事課長、総務事務管理課医監、財産有効活用課長、職員が所属する部の部長及び課長が同席する。

### ④ 来庁者への呼びかけ

県ホームページ及び執務室入口に次の事項を掲示する。

- ・ 職員の感染が確認され、感染拡大防止に取り組んでいること
- ・ 消毒を実施したこと
- ・ 職員はマスクを着用して対応していること
- ・ 空気清浄のため、定期的に換気をしていること
- ・ 来庁者の方にも手指の消毒に協力いただきたいこと

## (2) 2チーム制勤務の導入

<趣 旨>

職員が感染することにより、所属内の職員が濃厚接触者として出勤できなくなり、業務継続が困難となる事態を防ぐため、2チーム制勤務を導入する。

2チーム制勤務の開始時期は、準備が整った所属から順次行う。

2チーム制勤務は、次のいずれかとし、原則①とする。

- ① 「在宅勤務」と「職場勤務」による2チーム交代制
- ② 会議室等を利用し、執務室を分ける2チーム分散制

※ 2チーム制勤務導入にあたり、業務の廃止や縮小、緊急性の低い業務の先送りの検討を行うこと。

### (ア) 対象職場

以下を除く全ての所属

- ・ 交替制で勤務している所属
- ・ 既に、執務室の環境が「3密」を回避できている所属

### (イ) 対象職員

対象職場のすべての職員（再任用職員、会計年度任用職員等を含む）

### (ウ) チーム編成

- ・ 管理職が一つのチームに集まることのないようにするとともに、各係においても両チームにバランスよく係員を配置し、席の配置や距離間にも配慮する。
- ・ チーム決定後は、職員にメンバーを周知する。
- ・ チーム決定後の配置変更は、原則認められない。

## ① 「在宅勤務」と「職場勤務」による2チーム交代制

所属長の判断により、各所属の職員を2つのチーム（A、B）に分け、一方のチームの出勤時はもう一方を在宅勤務とし、互いの接触を避ける勤務体制とする。

感染防止の観点から、それぞれのチームは1週間単位で「在宅勤務」と「職場勤務」を繰り返す勤務体制を理想とするが、勤務パターン1のように2～3日単位で交代することも可能とする。

業務の性質上、どうしても勤務パターン1も難しい場合は、勤務パターン2の1日交代も認めるものとする。

ただし、半日交代は不可とする。

【勤務のパターン1】（2～3日間単位で、出勤と在宅を繰り返す。）

	1週目							2週目						
A チ ム	出勤		月・火・水					出勤		月・火				
	在宅勤務		木・金					在宅勤務		水・木・金				
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	休	出勤	出勤	出勤	在宅	在宅	休	休	出勤	出勤	在宅	在宅	在宅	休
B チ ム	出勤		木・金					出勤		水・木・金				
	在宅勤務		月・火・水					在宅勤務		月・火				
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	休	在宅	在宅	在宅	出勤	出勤	休	休	在宅	在宅	出勤	出勤	出勤	休

【勤務のパターン2】（毎日、出勤と在宅を繰り返す。）

	1週目							2週目						
A チ ム	出勤		月・水・金					出勤		火・木				
	在宅勤務		火・木					在宅勤務		月・水・金				
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	休	出勤	在宅	出勤	在宅	出勤	休	休	在宅	出勤	在宅	出勤	在宅	休
B チ ム	出勤		火・木					出勤		月・水・金				
	在宅勤務		月・水・金					在宅勤務		火・木				
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	休	在宅	出勤	在宅	出勤	在宅	休	休	出勤	在宅	出勤	在宅	出勤	休

※ 出勤日は、時差出勤制度や休憩時間の弾力化を引き続き活用可能。出勤日に学校の休校などで出勤困難な場合は、在宅勤務に変更可。

※ また、高齢職員をはじめ、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患）がある職員や透析を受けている職員、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている職員、妊娠中の職員等は、出勤日を在宅勤務に変更可。

＜在宅勤務における留意点＞

（ア）服務上の取扱い

- ・ 勤務時間及び休憩時間は、通常勤務（8時30分から17時15分）と同様とする。
- ・ 在宅勤務を行う場所は、職員の自宅とし、私的な空間と業務を行う空間を区分する等、業務の円滑な遂行に必要な環境を確保する。
- ・ 勤務時間中は職務に専念し、時間外勤務は認めない。

- ・ 在宅勤務日も各種休暇を取得することができるので、年次有給休暇を積極的に取得する。
- ・ 会計年度任用職員の在宅勤務日は、特別休暇（有給）として差し支えない。
- ・ 在宅勤務を行う場所における労働安全衛生管理については、職員自身において安全と健康を確保する。

#### (イ) 勤務の開始及び終了の報告等

- ・ 勤務の開始時及び終了時において、電子メール（外部サービスの chat 機能でも可）又は電話により所属長等にその旨の報告を行う。

##### 【勤務開始時】

<報告例>

◆本日の業務内容（予定）

- ・〇〇会議資料の作成
- ・〇〇調査の集計作業
- ・〇〇業務の事前準備（「〇〇手引き」の読み込み）
- ・議会資料の見直し など

◆勤務時間（申出）

- （例1）本日は、通常勤務をする予定です。  
（例2）本日は、年次有給休暇を3時間、取得する予定です。

##### 【勤務終了時】

<報告例>

◆本日の業務内容（実績）

- ・〇〇会議資料の作成
- ・〇〇調査の集計作業
- ・〇〇業務の事前準備（「〇〇手引き」の読み込み）
- ・議会資料の見直し など

◆勤務時間（実績）

- （例1）本日は、通常勤務（8時30分～17時15分、うち休憩時間12時～13時）でした。  
（例2）本日は、年次有給休暇を14時15分～17時15分（3時間）、取得しますので、これで勤務終了となりました。

#### (ウ) 使用端末及びセキュリティーの確保

- ・ 職員自身が所有するパーソナルコンピュータ及びタブレット端末等を使用する。なお、使用するパソコン等は、OSのアップデート、ウイルス対策ソフト導入等セキュリティー対策を行っている端末に限る。
- ・ インターネット回線利用等に係る通信費や光熱水費は職員負担とする。
- ・ 業務に必要な紙文書の持ち出しは必要最低限とし、持ち出しに際しては、所属長の許可を得る。また、自宅で文書の印刷又は複製しない。

- ・ 業務に必要な電子データの持ち出しは、所属長の許可を得た記録媒体を使用する。また、電子メールにより送信する場合は、必ずデータにパスワードを設定する。
  - ・ その他、情報通信技術の利用における安全性及び信頼性の確保に関する基本要綱（群馬県情報セキュリティポリシー）に定められた事項を遵守する。
- ※ パーソナルコンピュータ等のセキュリティ対策については、上記のほか、「テレワークのセキュリティ確保の留意事項」を参照。

#### （エ）外部サービスのアカウント付与

- ・ 在宅勤務対象職員に外部サービスのアカウントを付与する。
- ・ セキュリティ対策が行われていない端末は、外部サービスを利用できない。
- ・ 外部サービスで利用できる機能は、別紙「新型コロナウイルス感染症対策のための在宅勤務における業務のヒント」のとおり。

#### （オ）手続

- ・ 在宅勤務の実施に当たり、総務事務システムの勤務区分設定等は不要。

### ② 会議室等を利用し、執務室を分ける2チーム分散制

- ・ 新型コロナウイルス対策関連業務や県民の生命・安全や生活の維持に直結する業務など、どうしても在宅勤務が困難な所属については、会議室等の別の執務室を確保し、物理的に両チームが接触しない執務環境を確保する2チーム分散制を可能とする。

担 当	
【在宅勤務】	
業務プロセス改革課改革推進係	(内線：2332)
【交代制勤務・サービス】	
人事課給与係	(内線：2076)
【労働安全・健康管理】	
総務事務管理課健康管理係	(内線：2474)
【県庁舎等施設管理（職場の消毒関係）】	
財産有効活用理課県庁舎管理係	(内線：2120)